

愛知文教女子短期大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知文教女子短期大学（以下、「本学」という。）における学術研究が、科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、社会・地域等に果たすべき責任を明示し、併せて本学における研究の円滑な推進に資することを目的とするとともに、研究に従事する全ての研究者の遵守すべき倫理基準を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学・文化の諸分野における専門的・学術的・総合的に行う個人研究や学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

2 「研究活動の不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータ、情報又は調査結果等の捏造と改ざん、盗用及び研究費の不正使用をいう。

(1) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究成果等を作成すること。また、これら作成したものを記録したり報告或いは論文等に利用したりすることをいう。

(2) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工し、それを記録すること。また、そのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。

(3) 「盗用」とは、他の研究者等のアイデア、研究過程、データ、研究成果、論文及び用語等を、当該研究者等の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

(4) 「研究費の不正使用」とは、虚偽の請求によって資金を引き出して、他の目的に流用したりプールすることであり、法令及び研究費を配分又は負担した機関（以下、「資金分配機関」という。）の定める規程等及び学内規程等に違反して経費を使用することをいう。

(研究倫理委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、本学に愛知文教女子短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究実施計画及び出版公表原稿等の審査に関する事
- (2) 研究の検証に関する事
- (3) 学長から諮問される研究倫理に関する事
- (4) 研究活動の不正行為に関する事
- (5) その他研究上の倫理に関する事

(構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究倫理委員会委員長
- (2) 副学長
- (3) 各学科長
- (4) 総務部長
- (5) 教務部長
- (6) 学校法人足立学園本部長
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

- 2 前各号各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から学長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

- 2 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(委員会の運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(審査手続等)

第9条 実施責任者(当該研究の代表者であり、学生の場合は指導教員をいう。以下同じ。)は、研究倫理審査申請書(以下「申請書」という。)を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問するものとする。ただし、第12条に規定する場合においては、この限りではない。
- 3 委員会は、本規程に掲げる事項に留意して審査し、判定を行うものとする。
- 4 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 承認

(2) 条件付き承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

- 5 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。
- 6 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。
- 7 委員長は、審査の結果について、答申書により、速やかに学長に答申するものとする。
- 8 学長は、前項の答申に基づき、通知書により、実施責任者に通知するものとする。

(再審査)

第10条 学長は、委員会の答申書に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問することができる。

- 2 実施責任者は、通知書の内容に異議あるときは、学長に再審査を求めることができる。
- 3 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に再審査を諮問するものとする。

(研究計画の変更)

第11条 実施責任者は、研究計画等を変更しようとするときは、研究実施計画等の変更申請書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に審査を諮問するものとする。

(審査の特例)

第12条 学長は、当該審査が緊急を要し、かつ審査事例に基づいて審査結果を明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。

(研究の検証)

第13条 委員会は、実施責任者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行わなければならない。

(公的研究費の執行に係る意識向上)

第14条 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による研究費管理への協力が不可欠であることを研究者が理解するよう、意識向上のための研修等を一年に一度以上実施し。本学を本務及び兼務とする研究者はこれを受講しなければならない。

2 事務職員が専門的能力をもって公的資金の適切な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を適切に支援する立場にあることを理解するよう、意識向上のための研修等を一年に一度以上実施する。

(不正発生要因の把握と防止対応計画)

第15条 委員会は、不正を発生させる要因がどのような形で存在するのか、機関全体の状況を体系的に整理した評価を行い、具体的な防止対応計画を研究・策定するものとする。

(懲戒に関する規程の整備及び運用)

第16条 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等は、「愛知文教女子短期大学教職員勤務規程」に定めるところによる。

(適正な執行・予算管理)

第17条 学内外の研究資金の予算執行にあたり、以下の各号に留意する。

- (1) 予算執行状況を検証し、実態と合致したものかを確認する。
- (2) 予算執行が当初計画に比して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- (3) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
- (4) 不正な取引は発注者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。
- (5) 発注・検収業務に関して当事者以外のチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
- (6) 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備に係る取り組み方針を明確に定める。
- (7) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を別途定める。
- (8) 研究者の出張計画の実施状況等を各学科で把握するものとする。

(研究者の倫理及び責務)

第18条 研究者等は研究に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (2) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (3) 国際的に認められた規範、規約及び条約、我が国の法令、告示等、学校法人足立学園の諸規程及び本学の諸規程を遵守する。
- (4) 産学官連携による受託研究、共同研究にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなければならない。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない。特に学生に対し、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究活動及び研究費の取り扱いに係る不正行為が起きないように注意しなくてはな

らない。

(7) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。

(8) 研究データその他の研究資料等の保存期間は、原則として当該論文等の発表後 10 年間とする。

なお、紙媒体の資料等についても少なくとも 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約等止むを得ない事情がある場合は、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(9) 研究データその他の研究資料等は、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(情報等提供者への説明義務)

第 19 条 人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等は、本学の個人情報の保護に関する規程に従うものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第 21 条 研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 21 日から施行し、施行日以後行われる研究から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。